



弊社からのお知らせ

eLTAX を利用したダイレクト納付時に
二段階認証が導入されました。



Dental



Medical

P1

Q&A ～皆様からのご質問にお応えします～
社宅制度と住宅手当の比較



Dental



Medical

P2

Q&A ～皆様からのご質問にお応えします～
小規模企業共済の取扱いについて



Dental



Medical

P3

労務トピックス
新入社員のメンタルヘルスケアについて



Dental



Medical

P4

税務トピックス
節税対策の具体例



Dental



Medical

P5

Q&A ～皆様からのご質問にお応えします～
歯科衛生士の給与の分布について (2024 年最新版)



Dental

P6

Q&A ～皆様からのご質問にお応えします～
スタッフの研修代と賃上げ促進税制について



Dental



Medical

P7

2025年3月24日から、地方税のダイレクト納付においてワンタイムパスワードを利用した二段階認証が導入されました。住民税のダイレクト納付など、**2025年3月24日以降はワンタイムパスワードを入力しなければダイレクト納付ができません。**そのため、ワンタイムパスワードが送られてくるメールアドレスの設定が必要になります。

今回は、eLTAXのバージョンアップに伴うダイレクト納付等の操作方法の変更点について一部ご案内いたします。

■ eLTAXのバージョンアップの内容

- (1) メールアドレスの変更または追加時の二段階認証の導入
- (2) ダイレクト納付時の二段階認証の導入
- (3) 期日指定ダイレクト納付のキャンセルを可能とする対応

eLTAXのバージョンアップに伴うダイレクト納付等の操作方法の変更について
(事前案内)



■ メールアドレスの追加の手順

- ① eLTAXにログイン後、利用者情報照会・変更画面にて、既に「e-Mail」欄に入力されているアドレスを確認後、追加したいアドレスをe-Mail(2)(3)へ入力する。
※弊法人のアドレスは削除しないようご注意ください。
アドレスを入力後、画面右下の「次へ」をクリック。
- ② 送信確認画面の内容を確認し、画面右下の「次へ」をクリック。
- ③ ①で追加したメールアドレスに送信されるワンタイムパスワードを確認。
- ④ eLTAXに表示されるワンタイムパスワード入力画面に入力。
- ⑤ 追加手続き完了。

メールアドレス追加画面抜粋

| 連絡先 | |
|----------------|--|
| ご連絡先を入力してください。 | |
| e-Mail(1) | <input type="text" value="mail01@chizei.co.jp"/> <input type="button" value="送信確認"/> |
| e-Mail(1)(確認用) | <input type="text" value="mail01@chizei.co.jp"/> |
| e-Mail(2) | <input type="text"/> <input type="button" value="送信確認"/> |
| e-Mail(2)(確認用) | <input type="text"/> |
| e-Mail(3) | <input type="text"/> <input type="button" value="送信確認"/> |
| e-Mail(3)(確認用) | <input type="text"/> |

■ 納付方法選択手順

- ① eLTAXにログイン後、納付方法選択画面にてダイレクト方式を選択。
- ② 「支払口座一覧」から使用する口座を選択。
- ③ 納付方法を指定。
- ④ 「ワンタイムパスワード通知先」から、ワンタイムパスワードを受け取るメールアドレスを選択し、「次へ」をクリック。
- ⑤ ワンタイムパスワードを入力後、「確認」をクリック。
- ⑥ 納付手続き完了。

メールアドレス追加画面抜粋

| ワンタイムパスワード通知先 | |
|--|-------------|
| お手続きに必要なワンタイムパスワードを通知するメールアドレスを選択してください。 | |
| <input type="radio"/> | abc@efg.hij |
| <input type="radio"/> | kim@nop.qrs |
| <input type="radio"/> | tuv@wxy.z01 |

出典：eLTAX「納税手続マニュアル（第8章）」より

今回のeLTAXのバージョンアップでは、セキュリティ強化のための二段階認証が導入され、ダイレクト納付時およびメールアドレスの変更・追加時にワンタイムパスワードの入力が必須となりました。

また、期日指定ダイレクト納付のキャンセルが可能となり、指定した期日の前日までであれば、期日指定のキャンセルができるよう変更されています。操作等でご不明な点がございましたら、弊法人の担当者までお知らせください。

(納税手続マニュアル)



↑詳細はこちら↑

Question

スタッフに社宅を貸すことと、住宅手当を支給することの、メリット・デメリットを教えてください。

Answer

■ **社宅制度について**

① 《前提その1》社宅の種類について

社宅には保有と借上があります。借上社宅は初期費用が少なく、福利厚生費として経費計上も可能です。保有社宅でも管理を工夫すれば、スタッフ満足度の高い社宅として活用できます。



② 《前提その2》社宅規程について



社宅を貸し出す時は、社宅規程を定めましょう。賃料や利用条件、退去時の取り決め等をスタッフがいつでも確認できるようにしておくことで、トラブル等を未然に防ぐことができます。

■ **住宅手当制度について**

スタッフの住宅費負担を軽減するために歯科医院・クリニックが給与の一部として支給する手当のことです。

住宅手当は全額が給与とみなされますので、所得税、住民税、社会保険料の対象となります。事業主負担分の社会保険料も増加しますので金額設定には注意が必要です。

| スタッフ | メリット | デメリット |
|---|--|---|
| 社宅  | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の契約や家賃の支払い等面倒な手続きがなくなる。（給与から家賃負担分を天引きしてもらえます） | <ul style="list-style-type: none"> ・他のスタッフと同じ建物に住む場合があり、プライベートが守られていないと感じることもある。 |
| 住宅手当  | <ul style="list-style-type: none"> ・好きな部屋に住める。 ・プライベートが守られる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約やその他手続きは自分でしなければならない。 ・住宅手当は所得税及び社会保険料の課税対象となる。 |

| 事業主 | メリット | デメリット |
|---|---|--|
| 社宅  | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃を経費計上できる。 ・借上社宅の場合は、管理の手間が省けることがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保有の場合は、初期費用が高額となることがある。 ・保有、借上両方のケースで発生する手続きが面倒。 |
| 住宅手当  | <ul style="list-style-type: none"> ・面倒な手続きが不要となる。 ・住宅手当自体も経費計上が可能となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業主側の社会保険料の負担額も増える。 |

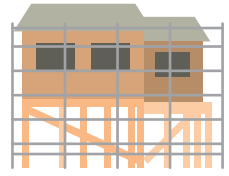
■ **社宅の提供や住宅手当の支給を検討中の先生方へ**

福利厚生の充実は、スタッフ満足度に直結します。社宅制度及び住宅手当の開始には事前の準備が大切です。検討中の先生方は、お気軽にご相談ください。

Question

個人開業医（64歳）です。開業した当時から、確定申告時に**掛金が全額所得控除として考慮できる**と聞いて小規模企業共済をかけてきました。加入期間はちょうど30年です。

最近、自宅建て替えの話が持ち上がっており、原資として小規模企業共済の掛金を利用できないかと考えるようになりました。何か注意すべきことはありますでしょうか。



Answer

小規模企業共済は、現役世代では掛金を所得控除として活用でき、事業廃止の際は退職金として閉院後の生活を支える資金として利用できる有益な制度と考えます。しかし、共済金の種類・請求事由によっては掛金合計額を下回ることもあります。

■ 共済金等の請求事由

請求事由によって共済金A、共済金B、準共済金、解約手当金に分けられます。

| 共済金等の種類 | 請求事由 | 備考 |
|---------|--------------------------------------|---|
| 共済金 A | 個人事業を廃業した場合 | 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件です。 平成28年3月以前に、配偶者または子へ事業の全部を譲渡したことにより廃業した場合は「準共済金」となります。 |
| | 共済契約者の方が亡くなられた場合 | - |
| 共済金 B | 老齢給付 | 65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方が対象です。 お仕事を続けたまま、共済金を請求できます。 |
| 準共済金 | 個人事業を法人成りした結果、加入資格がなくなった場合 | 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、全額金銭出資により法人成りをしたときは、左記に該当する場合でも「共済金A」となります。 |
| | 平成28年3月以前に、配偶者または子へ事業の全部を譲渡した場合 | - |
| 解約手当金 | 任意解約 | 共済契約者による任意の解約です。 |
| | 機構解約 | 掛金を12か月以上滞納した場合に、中小機構が行う解約です。 |
| | 個人事業を法人成りした結果、加入資格はなくならなかったが、解約をした場合 | 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、全額金銭出資により法人成りをしたときは、左記に該当する場合でも「共済金A」となります。 |

共済金A・Bの「請求事由」が生じた場合でも、掛金納付月数が6か月未満の場合は、共済金A・Bはお受け取りいただけません。

準共済金・解約手当金の「請求事由」が生じた場合でも、掛金納付月数が12か月未満の場合は、準共済金・解約手当金はお受け取りいただけません。

解約手当金は、掛金の納付月数に応じて、納付した掛金の80%から120%に相当する額です。

■ 税法上の取扱い

共済金および解約手当金は、受け取る際の年齢や一括または分割などの受取方法などで税法上の取扱いが異なります。

| 共済金等の受取方法 | 税法上の取扱い |
|---|---------------------------------|
| 共済金（死亡除く）または準共済金を一括で受け取る場合 | 退職所得扱い |
| 共済金を分割で受け取る場合 | 公的年金等の雑所得扱い |
| 共済金を一括・分割併用で受け取る場合 | （一括分）退職所得扱い （分割分）公的年金等の雑所得扱い |
| 遺族が共済金を受け取る場合（死亡退職金） | （相続税法上）みなし相続財産 |
| 65歳以上の方が任意解約をするまたは65歳以上の共同経営者が任意退任をする場合 | 退職所得扱い |
| 65歳未満の方が任意解約をするまたは65歳未満の共同経営者が任意退任をする場合 | 一時所得扱い |
| 個人事業主が法人成りした結果、加入資格はなくなりましたが、解約をする場合 | 退職所得扱い |
| 12か月以上の掛金の未払いによる解約（機構解約）で解約手当金を受け取る場合 | 一時所得扱い |



小規模企業共済 出典

退職所得、雑所得、一時所得いずれにしても共済金を受け取られたら事業所得と合わせての確定申告が必要です。計算書など書類が届きましたら担当者までお知らせください。

今回のケースでは、どの請求事由にも該当せず任意解約となります。240か月以上加入ですので支給率は100%を超えますが、**65歳まで1年を切っている現時点で任意解約（一時所得）よりも、65歳まで待ってみることも選択肢に入れてみてはいかがでしょうか。退職所得であれば退職所得控除がありますので税金の計算面でも有利です。**

小規模企業共済の一般貸付は他の金融機関と比較しても低利率となっておりますので、お手持ちの金融資産、お考えの金融機関の融資期間と利率などと比較してご検討いただければと思います。



4月から新入社員が入社し、5月に入るとゴールデンウィークがあり、職場でしばしば問題になるのが5月病です。新生活や環境の変化によるストレスが原因で学生から社会人になった新入社員に多くみられます。

具体的な例として、抑うつ気分、意欲の低下、注意力、判断力の低下、不安、焦り、不眠などがあげられます。

■ 5月病を防ぐポイントと対策について

- ①睡眠の質を上げしっかり休養する。
- ②バランスの取れた食生活を意識する。
- ③継続できる運動を取り入れる。
- ④人と話す・相談する



■ 産業医に相談できる環境を整える

①50人未満の職場ではストレスチェックは努力義務とされているため、ストレスチェックに伴う産業医面談、健康管理等の諸対応を産業医に依頼したい場合は単発で産業医紹介サービス、地域産業保健センターに相談することを検討しましょう。

②労働者が常時50人以上いる職場において、年1回のストレスチェックの実施を義務付けています。

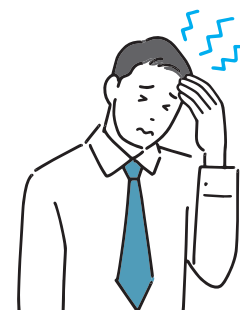
ストレスチェックの実施により、メンタルヘルス不調の早期発見・自覚を促せるほか高ストレス者に対して産業医による面談を実施できるようになります。



■ ストレスチェック助成金について

ストレスチェックを実施し、医師による面接指導を実施した従業員50人未満の事業所に対して助成するものです。

- ①年1回のストレスチェックを実施した場合
- ②ストレスチェックに係る医師による活動を実施した場合
- ①、②どちらか片方満たした場合に受給できます。



申請には以下の要件も満たす必要があります。

- ①労働保険の適用事業者であること。
- ②常時使用する従業員が派遣労働者を含めて50人未満であること。
- ③ストレスチェックの実施者が決まっていること。
- ④事業者が医師と契約し、ストレスチェックに係る医師による活動の全部又は一部を行わせること。
- ⑤ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。



助成額

| 助成対象 | 助成額 |
|--------------|--------------------------|
| ①ストレスチェックの実施 | 1従業員につき500円を上限に実費を支給 |
| ②ストレスチェック | 1回の活動につき21,500円を上限に実費を支給 |

メンタルヘルスケアについて簡易的なストレスチェックもありますので
下記URL QRコードをご確認ください。 参照 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/dl/stress-check_j.pdf



法人のお客様には期首から9か月、10か月経過したところで税額予測を行い、納税シミュレーションをお伝えしています。シミュレーションと併せてお知らせすることが多い節税対策をお知らせいたします。

①資産の修繕

設備や資産の現状維持や機能回復を目的とした支出である「修繕費」は、当期に全額経費計上が可能です。

■壁紙、床材の張り替え

日数がかかることも多いので、決算日までに工事が終わるように早めの対応が必要です。

壁紙、床材以外にも診療ユニット、待合室のソファの張り替えを行う歯科医院・クリニックもあります。



■診療ユニット、滅菌システムの部品交換

付属のハンドピース、エアーコンプレッサーなどを含めて点検及び部品交換を行います。海外製品の場合は部品取り寄せに時間がかかるケースがありますので、こちらも早めの依頼が必要です。

■医療機器のオーバーホール

透析装置のオーバーホール等は台数が多く高額になるケースがあります。台数によっては早めに業者へ依頼する必要があります。

注意点

- 1) 従来なかった新たな機能（抗菌機能など）を追加する場合は、資本的支出と見なされ資産計上の対象となる場合があります。
- 2) 依頼して支払いをただけでは計上できません。
どの修繕関係も「当期中に修繕が完了している」必要がありますので、スケジュールに注意してください。

②少額資産の購入(中小企業に該当する場合)

1点あたりの取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産については、「少額減価償却資産の特例」により、その取得価額の全額を経費として処理することが可能です。

主な適用要件は次のとおりです。

- ①青色申告をしている中小企業等（資本金1億円以下等）に該当する
- ②取得価額合計額300万円以内
- ③自分の歯科医院・クリニックで使用する目的である

注意点

令和4年の税制改正にて、主な事業として行われる貸付（リース業を営む法人など）以外で、貸付の用に供した資産はこの特例を適用できなくなりました。そのため、MS法人が関連の医療法人へ貸与する目的で購入した資産には適用できなくなりました。

例) 医療法人で少額減価償却資産の特例の上限である300万円に達したので、MS法人で代わりに25万円の医療機器を購入し、医療法人へ貸与することとした。
→MS法人側では医療機器25万円に少額資産の特例は適用できない。

当期中に資産の修繕が完了している、少額資産の導入が完了している状況であれば支払いが翌期でも当期の経費として計上できます。支払いがまだ場合は、決算資料として請求書等の提出漏れがないようご注意ください。

Question

新しく歯科衛生士を採用しようと考えております。現在の歯科衛生士の給与の相場はどのくらいなのでしょう。

Answer

多くの歯科医院様が、歯科衛生士の採用にご苦労なさっているとお声を頂きます。歯科衛生士の給与は近年増加傾向にあり、現在、求人サイトでは基本給27万をスタートとしている歯科医院も多く、ある求人サイトでは、東京都内の求人数の内、4割近くは月給30万円以上、15%近くが40万円以上という結果となっております。

■ 2024年の歯科衛生士の平均給与

2025年3月に厚生労働省より発表された2024年度の賃金統計によると、全国の歯科衛生士(医院規模が10人以上)の平均給与は、経験年数10年未満は、367万円、経験年数10年以上は、410万円となりました。

■ 歯科衛生士の給与の分布

都道府県別※100名以上歯科医院含む 単位(円)

| 都道府県 | 月給 | 賞与 | 年収 | 前年度 |
|------|---------|---------|-----------|-----------|
| 茨城県 | 278,800 | 590,400 | 3,936,000 | 4,163,800 |
| 埼玉県 | 293,000 | 444,100 | 3,960,100 | 4,045,400 |
| 千葉県 | 315,500 | 435,000 | 4,221,000 | 3,757,300 |
| 東京都 | 323,900 | 751,400 | 4,638,200 | 4,647,000 |
| 神奈川県 | 350,300 | 315,200 | 4,518,800 | 4,075,200 |

全国年齢別※従業員数10名~99名 単位(円)

| 年齢 | 月給 | 賞与 | 年収 | 前年度 |
|--------|---------|---------|-----------|-----------|
| 20~24歳 | 289,600 | 385,200 | 3,860,400 | 3,325,200 |
| 25~29歳 | 307,700 | 345,300 | 4,037,700 | 3,864,800 |
| 30~34歳 | 329,200 | 420,300 | 4,370,700 | 4,096,600 |
| 35~39歳 | 282,800 | 402,300 | 3,795,900 | 3,895,400 |
| 40~44歳 | 292,600 | 480,300 | 3,991,500 | 3,573,400 |
| 45~49歳 | 293,200 | 531,500 | 4,049,900 | 5,413,200 |
| 50~54歳 | 284,700 | 375,500 | 3,791,900 | 4,695,800 |
| 55~59歳 | 320,900 | 508,300 | 4,359,100 | 4,245,700 |
| 60~64歳 | 236,800 | 162,400 | 3,004,000 | 4,366,400 |
| 65~69歳 | 300,000 | 625,000 | 4,225,000 | 6,729,100 |

■ 歯科衛生士の求人について

2024年3月の歯科衛生士学校・養成校卒業生に対する求人倍率は21.8倍で、過去最高となった2023年3月の23倍より若干減少しました。2024年卒の大卒求人倍率が1.75倍であることを考えると、引き続き完全な売り手市場です。

求職者は、じっくりと求人を選ぶことが可能な為、給与や社会保険等の目に見える待遇はもちろんの事、働きがいや働きやすさ等、求人サイトや歯科医院のwebサイトを見えています。最近では、求人用サイトの拡充を進める歯科医院もあります。

Question

セミナー受講料など、スタッフの研修代は経費になりますか。

Answer

経費計上できます。研修代をスタッフが支払った場合は実費精算してください。
また、令和6年と比較して研修代が増加している場合、賃上げ促進税制の上乗せ要件に該当する可能性があります。

<賃上げ促進税制とは>

※下記は令和6年4月1日以降開始の事業年度用、中小企業向けの要件です。下記のように給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を所得税・法人税から税額控除できる制度です。

例) 個人事業主(令和7年 12月決算)の場合

| | 適用要件 | 税額控除(※3) |
|------------|---|---|
| 必須要件 | 令和7年の給与支給額(※1)が令和6年より ①1.5%以上増加している ②2.5%以上増加している | 給与支給増加額(※2)の ①15% ②30% を所得税・法人税から控除 |
| 上乗せ要件① | 令和7年の教育訓練費(※1)の額が令和6年より5%以上増加し、且つ、令和7年の給与支給額の0.05%以上である | 税額控除率を10%上乗せ |
| 上乗せ要件②(新設) | くるみん認定などを取得 | 税額控除率を5%上乗せ |

- (※1) 院長先生の親族や法人の役員への給与支給額・教育訓練費は計算から除外します。
- (※2) 雇用安定助成金を受け取っている場合はその金額を除くなどの条件があります。
- (※3) 所得税・法人税の20%が税額控除の上限となります。

給与支給額と研修代が前年よりも増加していれば適用となる可能性があります。

<上乗せ要件①適用のために必要なこと>

領収書の保管だけではなく、弊法人担当者よりエクセルをお送りしますので、教育訓練費に関する明細書を作成してください。令和7年12月決算の場合、令和7年と令和6年のセミナーの情報や受講者について、それぞれご入力頂きます。

↓教育訓練費に関する明細書のイメージ

| 教育訓練費に関する明細書 令和〇年度 | | | | | |
|--------------------|---------|----------------|---------|----------|---------|
| NO | 実施時期 | 内容及び実施期間 | 受講者・対象者 | 支払証明 | 支払額(税込) |
| 1 | 〇年10月1日 | スキルアップセミナー(1日) | スタッフ1 | 領収書(別紙1) | 15,000 |
| 2 | 〇年12月1日 | インプラント研修(2日間) | スタッフ2 | 領収書(別紙2) | 100,000 |
| 3 | 〇年12月1日 | インプラント研修(2日間) | スタッフ3 | 領収書(別紙3) | 100,000 |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 合計 | | | | | 215,000 |

賃上げ促進税制について、過去にCLIENTで取り上げております。あわせてご確認ください。

2024年4月号

賃上げ促進税制が更に使いやすくなりました



2025年2月号

賃上げ促進税制の適用について



2025年3月号

人材紹介業者の利用と賃上げ促進税制



日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 392号

- 発行日：2025年5月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：https://creas-med.com
- お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



WEB版CLIENT
閲覧パスワード
creas

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

<国内> 東京/高山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎
日本クレアス税理士法人
日本クレアス社会保険労務士法人
弁護士法人日本クレアス法律事務所
株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社日本クレアスBPOサポート
日本クレアス行政書士法人